

〈第3号議案〉

令和2年度専門部事業計画（案）

庶務部

1 構成

部長（学年）	井尻 貴幸 （ 3年 ）	
副部長 （学年）	（ 年 ）	（ 年 ）
人 数	計 9 名	
担当教員 （分掌）	野間 真二 （人権教育部長）	永井 国浩 （第1学年部長）

2 主な事業計画

日 程	事 業 内 容	備 考
6月10日(水)	第1回庶務部会 ・自己紹介と副部長2名選出 ・今年度事業計画確認	
7月13日(月)	第2回庶務部会 ・「鬼城」第112号校正作業	・筆記用具、国語辞典、電子辞書等持参
7月31日(金)	「鬼城」第112号発行	・第1学期終業式LHRで配布 ・計920部
11月25日(水)	第3回庶務部会 ・「鬼城」第113号企画検討	・「鬼城」第113号の編集後記 担当者の確認
1月29日(金) (未定)	第4回庶務部会 ・「鬼城」第113号校正作業 ・庶務部集合写真撮影	・筆記用具、国語辞典、電子辞書等持参
3月1日(月)	「鬼城」第113号発行	・高校卒業式(3/1)に発行 ・計920部作成 ・配布は卒業式前日の2/26

- ※ 本年度は、学校行事の有無や実施内容等について変更になることがあるかも知れません。
 ※ 休校に伴い第1回学級委員会議及び第1回専門部会議が開催できず、各部の副部長が決定していません。

〈第3号議案〉

令和2年度専門部事業計画（案）

保健体育 部

1 構成

部長（学年）	西井 恭子 （ 2年 ）	
副部長 （学年）	（ 年 ）	（ 年 ）
人 数	計 14 名	
担当教員 （分掌）	出口 優子 （保健部長）	鍵 隆司 （保健体育科主任）

2 主な事業計画

日 程	事 業 内 容	備 考
6月15日（月）	第1回保健体育部会 ・自己紹介、副部長2名選出 ・今年度事業計画検討	
月 日（ ）	耐久レース ・各所での観察・激励等	
2月4日（木）	学校保健会議 ・保健部からの報告・まとめ ・学校医等からの助言・指導	・部長、副部長出席

- ※ 本年度は、学校行事の有無や実施内容等について変更になることがあるかも知れません。
 ※ 休校に伴い第1回学級委員会議及び第1回専門部会議が開催できず、各部の副部長が決定していません。

〈第3号議案〉

令和2年度専門部事業計画（案）

福利厚生 部

1 構成

部長（学年）	浅倉 寿 （ 1年 ）	
副部長 （学年）	（ 年）	（ 年）
人 数	計 21 名	
担当教員 （分掌）	高見沢 美樹 （第3学年部長）	大林 宣彦 （第2学年部長）
	木下 浩子 （附属中学校代表）	

2 主な事業計画

日 程	事 業 内 容	備 考
7月29日（水）	第1回福利厚生部会 ・副部長2名選出 ・今年度事業計画の確認	・自己紹介 ・連絡網の作成
11月4日（水）	第2回福利厚生部会 ・卒業記念品の選定	

- ※ 本年度は、学校行事の有無や実施内容等について変更になることがあるかも知れません。
 ※ 休校に伴い第1回学級委員会議及び第1回専門部会議が開催できず、各部の副部長が決定していません。

〈第3号議案〉

令和2年度専門部事業計画（案）

生活指導 部

1 構成

部長（学年）	西垣 知美 （3年）	
副部長 （学年）	（ 年）	（ 年）
人 数	計 10 名	
担当教員 （分掌）	谷口 誠孝 （生徒指導部長）	折田 崇之 （総務企画部長）

2 主な事業計画

日 程	事 業 内 容	備 考
6月12日（金）	第1回生活指導部会 ・副部長選出 ・今年度事業計画検討	
月 日（月） ～ 月 日（金）	登校指導 ・校門など7か所で実施予定	・午前8時～8時30分 ・生活指導部委員と教員で実施 予定（可能であれば生徒会と も連携）
月 日（ ）	体育祭当日における 交通指導及び駐車指導	
10月6日（月） ～10月12日（金）	登校指導 ・校門など7か所で実施予定	・春期と同様
	交通安全啓発活動事業の検討	

- ※ 本年度は、学校行事の有無や実施内容等について変更になることがあるかも知れません。
 ※ 休校に伴い第1回学級委員会議及び第1回専門部会議が開催できず、各部の副部長が決定していません。

〈第3号議案〉

令和2年度専門部事業計画（案）

進路部

1 構成

部長（学年）	大橋 知美 （ 3年 ）	
副部長（学年）	（ 年 ）	（ 年 ）
人 数	計 9 名	
担当教員（分掌）	青木 朋子 （進路指導部長）	倉内 邦行 （みらい探究部長）

2 主な事業計画

日 程	事 業 内 容	備 考
6月11日（木）	第1回進路部会 ・副部長2名選出 ・今年度事業計画検討 ・高校3年進路講演会に向けて	・役割分担 ・アンケート作成（青木）
7月2日（木）	高校3年進路講演会 講師：志茂 陽平氏（ベネッセ） 内容：「入試制度の変更点と 保護者としての心構え」 講師：河内 知己（本校進路指導部） 内容：「本校の現状と 家庭のサポート」	・高校3年保護者対象 ・司会、受付、駐車整理など ・保護者アンケート実施 ・2回に分けて実施
8月1日以降	高校1、2年・附属中学校講演会 配信内容：高校1、2年 「希望進路に向けて」 附属中学校 「中高一貫校での過ごし方」	・高校1、2年・附属中学校保護者対象オンライン講演会（新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、8月1日より動画配信の予定）
10月29日（木）	第2回進路部会 ・本年度の取組の総括 ・次年度への課題	・実施アンケートをもとに総括

- ※ 本年度は、学校行事の有無や実施内容等について変更になることがあるかも知れません。
 ※ 休校に伴い第1回学級委員会議及び第1回専門部会議が開催できず、各部の副部長が決定していません。

〈第3号議案〉

令和2年度PTA会計予算書(案)

京都府立福知山高等学校PTA

〈収入の部〉

(単位:円)

科 目	予 算 額 A	前年度予算額B	増 減 A - B	摘 要
繰 越 金	147,579	186,690	△ 39,111	令和元年度より
会 費	1,904,400	1,932,000	△ 27,600	生徒 1,741,100 職員 163,300
補 助 金	18,000	18,000	0	府連合会補助
雑 収 入	20,021	20,310	△ 289	保険手数料等
合 計	2,090,000	2,157,000	△ 67,000	

〈支出の部〉

科 目	予 算 額 A	前年度予算額B	増 減 A - B	摘 要
本 部 費	846,330	856,580	△ 10,250	府高P連分担金等 167,830 活動保険料(傷害保険) 75,700 生徒保険料(賠償保険) 322,800 旅費 250,000 事務費等 30,000
庶 務 部 費	470,000	670,000	△ 200,000	鬼城発行費(第112・113号) 各920部 470,000
保 健 体 育 部 費	20,000	20,000	0	活動経費他 20,000
福 利 厚 生 部 費	355,000	355,000	0	卒業記念品 345,000 役員活動費 10,000
生 活 指 導 部 費	58,000	58,000	0	指導諸費 34,000 体育祭諸費 24,000
進 路 部 費	150,000	150,000	0	進路講演会経費等 150,000
予 備 費	190,670	47,420	143,250	
合 計	2,090,000	2,157,000	△ 67,000	

令和2年度 教育後援会会計予算書(案)

京都府立福知山高等学校

(収入の部)

(円)

科 目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	摘 要
繰越金	749,348	0	749,348	
会 費	9,803,500	9,801,000	2,500	入会金 5,000×266 1,330,000 会費 10,500×807 8,473,500
雑収入	50	50	0	利息等
合 計	10,552,898	9,801,050	751,848	

(支出の部)

(円)

科 目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	摘 要
図書費	620,000	600,000	20,000	閲覧用新聞雑誌 470,000 読書感想文集 150,000
体育後援費	4,156,050	4,156,050	0	運動部活動助成 ・交通費補助 3,100,000 ・参加料補助 426,050 ・登録料補助 580,000 ・活動補助 50,000
文化後援費	2,000,000	2,000,000	0	文化部活動助成 ・定期公演等補助 600,000 ・交通費補助 1,000,000 ・参加料補助 150,000 ・登録料補助 50,000 ・活動補助 200,000
応援費	400,000	400,000	0	垂幕、応援等 400,000
指導関係費	1,890,000	1,890,000	0	進路関係書籍代 540,000 人権学習等研修費 50,000 クラス写真代 100,000 芸術鑑賞費 1,200,000
負担金補助	703,200	675,000	28,200	高体連分担金 447,100 高文連分担金 206,100 その他 50,000
雑 費	30,000	30,000	0	振込手数料等
予備費	753,648	50,000	703,648	
合 計	10,552,898	9,801,050	751,848	

※学校支援基金会計について

令和元年度より繰越金

1,286,236 円

(規約等)

京都府立福知山高等学校PTA 規 約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は京都府立福知山高等学校 P T A という。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局を前記校内におく。

(目的)

第 3 条 本会は家庭と学校とが一体となり、地域社会と連携して、教育の振興と生徒の健全な育成を目指すと共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は第 3 条の目的を達するために、必要な事業を行う。

(会員)

第 5 条 本会の会員は本校(附属中学校を含む)に在籍する生徒の保護者及び職員とする。

第 2 章 機関

(顧問)

第 6 条 本会は校長、副校長、事務長を顧問とする。顧問は各種会議に出席して意見を述べることができる。

(役員)

第 7 条 本会は役員として下記本部役員と監査をおく。

① 本部役員 11名

会 長 1 名

副会長 2 名

会 計 1 名

部 長 5 名

書 記 2 名

② 監 査 2 名

第 8 条 役員の仕事は下記のとおりとする。

① 本部役員

ア 会 長 本会の代表者で会務を統轄し、総会及び各委員会を招集し、総会の議決事項を執行する。

イ 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は会長の仕事を代行する。

ウ 会 計 本会の会計事務を執り、総会において決算報告を行う。会員の請求があれば随時会計帳簿を閲覧に供する。

エ 部 長 専門部に所属しその責任者として部活動を総括する。

オ 書 記 本会の議事を記録整理し、各種の通知を発する等の庶務を行う。

上記本部役員は本会の運営にあたる。

(規約等)

② 監査 その年度の会計を監査し、その結果を報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1期（1期間は会計年度と一致する）とし兼任を認めない。補欠による役員任期は前任者の残りの期間とする。

第10条 役員選挙は別に定める細則による。

(総会)

第11条 総会は役員承認、予算、決算、会費、事業、会計、その他重要事項の審議決定をなす最高機関である。

① 総会は年1回以上開き、その定員数は会員の4分の1以上とする。

議決は過半数の賛成を要し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

② 総会の議長は役員外よりその都度選定する。

③ 総会を開くときは5日前に議案を会員に通知しなければならない。

④ 企画委員会が必要と認めるとき又は会員の10分の1以上の請求があったときは臨時総会を開くことができる。この場合は3日前までに議案を会員に通知しなければならない。

(委員会)

第12条 本会は第4条の事業を遂行するために委員会を置く。委員会に関する規定は別に定める。

第3章 会計

第13条 本会の経費は会費その他の収入による。会員は総会において決定された金額を会費として2期に分け納入する。

但し各年度の第1期分は前年度に準じて納入する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 規約改正

第15条 本会の規約は総会出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第5章 付則

役員任期満了後、新役員決定までは旧役員において会を運営する。

本規約は昭和27年4月30日より実施する。

本規約は昭和43年12月7日より改正実施する。

本規約は昭和61年4月1日より改正実施する。

本規約は昭和62年6月12日より改正実施する。

本規約は平成10年11月13日より改正実施する。

本規約は平成27年5月9日より改正実施する。

本規約は平成29年4月1日より改正実施する。

(規約等)

京都府立福知山高等学校 P T A 役員選挙細則

- 第1条 この細則は京都府立福知山高等学校 P T A 規約第10条による。
- 第2条 本会役員は立候補並びに役員候補者推薦委員会に於て推薦した各候補について選挙投票または信任投票により決定するが、選挙投票の場合は各有効投票の得票数により、信任投票の場合は有効投票の過半数以上の得票による。
- 第3条 役員候補者推薦委員会は学級委員から選出された者、並びに本部役員から選出された者をもって組織する。
- 第4条 役員候補者推薦委員会は選挙管理委員5名（高校から3名、中学校から1名、学校側1名）を選出する。
- 第5条 選挙管理委員会は選挙告示をしなければならない。
- 第6条 立候補する者は告示で指定した日までに選挙管理委員会に届出るものとする。
- 第7条 書記2名は学校側より選出する。また、部長5名は学級委員より会長が委嘱する。
- 第8条 学級委員にして新年度役員候補者となった時は選挙管理委員の資格を失う。
- 第9条 この細則の改正は現規約改正の規定に準ずる。

(附則)

- この細則は現規約と同時に効力を発生する。
- この細則は昭和43年12月7日より改正実施する。
- この細則は昭和61年4月1日より改正実施する。
- この細則は昭和62年4月12日より改正実施する。
- この細則は平成10年11月13日より改正実施する。
- この細則は平成18年10月1日より改正実施する。
- この細則は平成22年5月8日より改正実施する。
- この細則は平成27年5月9日より改正実施する。
- この細則は平成29年4月1日より改正実施する。

京都府立福知山高等学校 P T A 委員会細則

- 第1条 本細則は京都府立福知山高等学役 P T A 規約第12条による。
- 第2条 本会は常設の委員会として、企画委員会、学級委員会をおく。
- 第3条 企画委員会は本部役員と学級委員によって組織される各専門部の副部長で構成し、本会の目的を達成するため、それぞれの計画を立案する。
- 第4条 学級委員会は役員、学級委員をもって構成する。本委員会はその目的を果たすため下記の5つの専門部会に分かれ、それぞれの事業を行う。また、緊急の場合は総会に

(規約等)

つぐ代決機関となる。

- ①庶務部 ②保健体育部
- ③福利厚生部 ④生活指導部
- ⑤進路部

第5条 学級委員会は各学級毎に選出された学級委員（3名）をもって構成し、本会の事業を推進する。

第6条 この細則の改正は現規約改正の規定に準ずる。

(附則)

この細則は現規約と同時に効力を発生する。

この細則は昭和43年12月より改正実施する。

この細則は昭和61年4月1日より改正実施する。

この細則は昭和62年6月12日より改正実施する。

この細則は平成10年11月13日より改正実施する。

この細則は平成27年5月9日より改正実施する。

この細則は平成29年4月1日より改正実施する。

京都府立福知山高等学校 教育後援会規約

第1条 本会は京都府立福知山高等学校教育後援会と称する。

第2条 本会の事務局は、京都府立福知山高等学校内におく。

第3条 本会は京都府立福知山高等学校（附属中学校を含む）の教育活動を後援し、その向上と発展と生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 本会の会員は、上記第3条の主旨目的を理解し、賛同する福知山高等学校PTA会員をもって充てる。

第5条 本会の役員は、京都府立福知山高等学校PTA規約に定める役員がこれに当たる。

第6条 総会の開催及び運営については、京都府立福知山高等学校PTA規約に定める総会に関する規定（第11条第4項を除く）を準用する。

第7条 会員は、その子が京都府立福知山高等学校に入学したとき（附属中学にあっては中学校に入学した時）に5,000円を納入するものとし、別に年間10,500円を会費として2回に分納する。

第8条 本会規約の改正については、京都府立福知山高等学校PTA規約改正の規定を準用する。

(附則)

本規約は昭和51年6月17日より実施する。

(規約等)

体育後援会は発展的解消する。

本規約は昭和54年 4月 1日より施行する。

昭和63年 6月14日改正

平成 6年 6月 7日改正

平成14年 5月31日改正

平成20年11月26日改正

平成27年 5月 9日改正

京都府立福知山高等学校 学校支援基金規約

第1条 本基金は、京都府立福知山高等学校学校支援基金と称する。

第2条 本基金は、P T A活動及び教育後援会の通常の会計では経理できない次のものについて援助する。

(1) 学校の記念式及び竣工式等が行われ、P T Aとしてその事業に参加する場合

(2) 部活動等で全国大会等に出場し、通常の会計では支払いができない場合

(3) その他、不測緊急の事態に際してP T A会長・副会長・会計・監査の本部4役で必要と認めた場合

第3条 本基金の財源は、P T A活動に関わる収益金を充てる。

第4条 本基金の支出は、P T A会長・副会長・会計・監査の本部4役の承認による。

第5条 本基金の会計報告は、P T A総会で行う。

第6条 本基金規約の改正については、京都府立福知山高等学校学校P T A規約改正の規定を準用する。

(附則)

本規約は、平成22年 5月 8日より施行する。

旅 費 内 規

1 役員等が本会を代表して、本校以外を会場として行われる中丹、両丹、京都府、近畿、全国規模で行われる総会、研究大会、研修会、会議等に出席・参加する場合には旅費を支払う。

2 役員及び企画委員等が本会の事業を行うため事前協議依頼等のため福知山市街地外の地に出向く際には旅費を支払う。

(規約等)

- 3 旅費は交通実費（運賃、特急料、急行料）、昼食代、宿泊料とする。
昼食代については、午前・午後に引き続く場合に支払い、その額は1日につき1,100円とする。
宿泊料は、主催者が準備する宿舍の料金を上回らない額とする。
- 4 役員、企画委員、学級委員等が、本部役員会、企画委員会、学級委員会、専門部会等
に出席する旅費については、当分の間支払わない。
- 5 旅費は、会計予算のうち本部費で執行するものとする。
- 6 この内規は、平成9年5月1日より施行する。

(附則)

この内規は、平成11年4月1日から改正施行する。

この内規は、平成29年4月1日から改正施行する。

慶 弔 内 規

京都府立福知山高等学校 P T A

- 1 会員及びその家族の逝去に際して香資を供え弔意を表す。
- 2 慶弔に必要な経費は、本会会計予算のうち本部費で執行する。
- 3 香資は次のとおりとする。
会員（教職員含む）、子供（本校生徒に限る）
香 資 5,000円
- 4 その他については、その都度協議する。
- 5 この内規は、平成8年度より実施する。

(附則) この内規は、平成15年4月1日から改正施行する。

(規約等)

福知山高校 P T A 組織図

*は学校職員

